

令和2年8月

第8回和光市教育委員会定例会会議録

和光市教育委員会

令和2年第8回和光市教育委員会定例会日程

令和2年8月27日（木曜日）午後1時30分開会

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 教育長の報告（資料1）

日程第3 付議案件

（1）議案第19号 令和元年度分教育委員会の事務に関する点検評価の報告書について（資料2）

（2）議案第20号 和光市立小学校学習指導員設置要綱を定めることについて（資料3）

（3）議案第21号 和光市立小中学校スクール・サポート・スタッフ設置要綱を定めることについて（資料4）

（4）議案第22号 和光市公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を定めることについて（資料5）

日程第4 協議報告事項

なし

日程第5 その他（教育委員諸報告・事務局報告など）

出席委員（5名）

教育長	大久保 昭 男
教育長職務代理者	山 田 実
委 員	山 下 玲 子
委 員	村 中 秀 人
委 員	牧 江利子

欠席委員（なし）

議事参与者

教育委員会事務局教育部長	結 城 浩一郎
〃 次長兼教育総務課長	前 島 祐 三
〃 次長兼学校教育課長	佐 藤 真 二
〃 生涯学習課長	茂 呂 あかね
〃 スポーツ青少年課長	高 橋 契 将

傍聴人（なし）

開会 午後 1時30分

○大久保教育長 開会に当たり御挨拶申し上げます。

この夏は、子供たちにとってたった13日間という大変短い夏休みになってしまいました。一方、梅雨明けが遅れたこともあり、夏休みに入る8月7日までは気温も比較的高温になることもなく、また21日から2学期開始に当たっても、夏休み期間中のような猛暑も大分和らいだかなというところから、これまでも登下校中の熱中症予防を様々な注意喚起をしてきましたが、現在、学校において大きな課題もなく学校運営がなされておりますことをまず御報告をしたいというふうに思います。

ただ、コロナの感染者は市内においても大変増加傾向にありますので、家庭内での濃厚接触者としてPCRを実施される児童生徒は増えてきております。そういった背景もありますので、さらなる感染防止対策を図っていく必要があると思っております。

それでは、これより令和2年第8回和光市教育委員会を開会します。

開会に先立ちお願いなのですが、皆さんがマスクをされていますので、発言をされる方は、録音がなかなか拾い切れない面があるんですね。ですから、できればそのマイクを自分の方に寄せていただいて、そのマイクに向かって発言をされると拾えると思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

それでは、次第に従って進行してまいります。

◎会議録署名委員の指名について

○大久保教育長 日程第1、会議録署名委員の指名について、署名委員を山田職務代理にお願いします。

◎教育長の報告

○大久保教育長 次に、日程第2、教育長報告をいたします。

資料1を御覧ください。

3日、月曜日、臨時校長会議を開催しました。

4日、火曜日、初任者の授業参観で、大和中それから新倉小で行いました。

5日は水曜日ですが、ホンダが今開発している実証実験に協力してほしいということで、役所の方においでになって、その協力をさせていただきました。

6日、給食終了日でした。午後は、コロナ対策本部会議に出席をしております。

7日は、1学期終了です。その後、大和中、三中と面談をしました。

12日は、第三中学校卒業生のいわゆる企業経営者から気化熱冷風機の贈呈がありましたので、贈呈式を市役所で行いました。

19日は、第2回行政経営会議が行われました。

20日は、定例教頭会議を開催しています。

21日、金曜日ですけれども、先ほど申し上げたように、第2学期が始まりました。そこで登校状況の視察を行いました。午後は、第2回教育振興基本計画策定委員会を開催しております。

22日、土曜日は、清水かつら記念第18回の日本歌曲歌唱コンクールが行われまして、その表彰式に出席をしております。

24日、月曜日、この日から明日まで従来のあいさつ運動を少し簡略して、あまり出席者を増やさないで実施しております。また、臨時給食調理員の辞令交付を行いました。

25日、火曜日、政策会議が行われました。その後、和光市表彰審査会が行われました。

26日、水曜日、第1回和光市史編さん委員会を開催しました。当初は4月に開催予定でしたが、コロナの関係で今回になったようです。

27日、本日ですけれども、定例市議会が開催されました。午後は、現在、定例教育委員会の開催、そしてこの後、総合教育会議に出席となりますので、委員各位よろしくお願ひします。

28日、金曜日、あいさつ運動の最終日となります。

次に、お手元の方に配付いたしました第二学期の始業に伴う感染症予防に係るガイドラインについて御説明いたします。

カラーで印刷してあります。前回6月1日には、学校再開に伴う感染症予防に係るガイドラインを作成して、このガイドラインに沿って学校経営・運営を進めていただいております。今回、国のほうで、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式2020のガイドラインを示されました。要するに改正されたわけですね。そこで、この改正を受けて、和光市版のガイドラインをちょっとバージョンアップして、第2版として本日お配りしてあるものを各学校のほうに8月21日の第2学期始業にあわせてお願ひをしてあります。

この中で特に重要なのは、新しい生活様式をどう実践していくかというところなんで

す。それについては、3ページに記載してありますように、まず、一人一人の感染症予防対策をきちっと講じていくということが非常に重要だということです。それから、日常生活を営む上での基本的な生活様式については、ここに書いてあるようなことは現在も行われていることなんです、こういったことを徹底していくということが重要だということです。3つの密を避ける、マスクの着用及び手洗いなどの手指の消毒、衛生、こういったことが新しい生活様式として定着をさせていく必要があるということです。

それから、次の4ページの(3)ですけれども、「新しい生活様式」を踏まえた学校行事の行動基準ということですが、レベル1であれば、こういう活動ができ、レベル3になると、かなり活動が厳しくなってくるということが、これでお分かりいただけるのかなと思います。

それから、設置者及び学校の役割ということで、教育委員会等の役割、学校の役割、家庭との連携ということなんです、非常に重要なのは、最初に申し上げたように、今、家庭内感染という課題が増えつつあります。父親、母親、そういった方が家庭に持ち込んだ場合に、場合によっては子供たちが陽性者になるケースというの也被えられるわけです。ですから、学校からも我々からも家庭のほうに、家庭内にウイルスを持ち込まないということをお願いするしかないなということです。

それから、6ページですけれども、上から3行目に、現在のサーモグラフィーであるとか非接触型検温器、こういったものを活用して学校全体として体制整備をしております。

それから、7ページのほうでは、具体的な活動場面ごとの感染症予防対策ということで、これは第2学期以降、当面の間、そういったことについて配慮した形で実施をしてもらおうということで、これが一体どういうふうになていくかということですが、全くコロナ関係が好転したわけではないので、むしろ悪化しているという状況ですので、当面こういう形で学校のほうに周知していくこととなります。特に感染症に関わる部分では、教科的には理科であるとか音楽、図画工作、美術、工芸、家庭・技術、それから体育、保健体育、こういった教科のほうは、かなり配慮が必要な活動になってくるのかなということでここに書いてあります。

それから、9ページ目は部活動なんです、現在、部活動を再開していますので、ただ、課題点としては、部活動の顧問の判断でいろいろ行くと非常に課題が出てくると思うんです。この間も幾つかそういった点で学校のほうに指導を入れているケースもあり

ます。どうしても一生懸命やりたいという気持ちは分かるんですけども、やはりきちんとしたルールを守っていかないと、もし感染した場合に言い訳利かないと思いますので、今、学校にお願いしているのは、地域の感染状況を踏まえて、顧問から活動方針、内容等を管理職に適宜報告させる。つまり管理職が部活の内容を理解しているということなんです。これを校長にお願いしてあります。

それから、ちょっと飛んで12ページのほうですけども、この間から熱中症の心配がありますというふうにかなり報道されてきました。そういう中で、マスクもしているし、熱中症のリスクというのは非常に高いということで我々もかなり心配しました。そこで、屋外で人と十分な距離が取れる場合にはマスクを外していいんだよということの指導をきちんとする。もう一つは、日傘も活用できますので、全くそういったものは禁止しているわけではありませんので、活用してもらいたいということで呼びかけています。

それから、13ページは、学校において感染者等が発生した場合の対応をどういうふうにするかということで書いてあります。各学校で陽性者の対応というのは、その情報をつかんだ時点で様式に基づいて市教委に報告が上がるようになっております。もちろん陽性者でなくても濃厚接触者の場合も、きちんとした様式で上がるようになっております。

15ページは、重症化リスクの高い児童生徒への対応ということで、医療的ケアを必要とする児童生徒であるとか基礎疾患のある児童生徒もおりますので、そういった児童生徒へどう対応するかが書いてあります。

以上、雑駁ですけども、バージョン2のガイドラインについて説明を終わります。
ただいまの説明で何か御質問等がありましたら、お願いします。

(「ありません」の声あり)

○大久保教育長 次長のほうから何か付け加えはありますか。

○佐藤次長 特にありません。

◎付議案件

○大久保教育長 それでは、質問がありませんので、次に、日程第3、付議関連に移ります。

本日の付議案件は4件になります。

1、議案第19号 令和元年度分教育委員会の事務に関する点検評価の報告書について、

それから議案第20号 和光市立小学校学習指導員設置要綱を定めることについて、議案第21号 和光市立小中学校スクール・サポート・スタッフ設置要綱を定めることについて、議案第22号 和光市公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を定めることについて、議案第19号は資料2、20号は資料3、21号は資料4、22号は資料5ということで、そこに上がっています。

それでは、初めに、議案第19号 令和元年度分教育委員会の事務に関する点検評価の報告書について説明を教育総務課、お願いします。

○前島次長 それでは、議案第19号 令和元年度分教育委員会の事務に関する点検評価の報告書について御説明いたします。

前回の定例会におきましても、各担当課長から委員の皆様へ報告し、そこでいただきました御質問や御意見、また事前の通知でいただきました御意見等も合わせて集約し、最終的には2名の外部評価の委員さんからも意見をいただきながら、このたび報告書を上程させていただくこととなりました。

令和元年度となります平成31年度和光市教育行政の基本目標と重点施策は、市の最上位計画であります第四次和光市総合振興計画基本構想に掲げられた「みんなでつくる快適環境都市 わこう」を目指し、「自ら学び心豊かに創造性を育むまち」を基本理念として、知、徳、体のバランスの取れた人間形成、地域の生涯学習へのニーズに対応した多様な学習活動、さらには文化の創造を推進するため6つの重点施策を掲げ、施策の推進を図るよう教育委員会の事務を進めてまいりました。

今回上程いたします議案第19号 令和元年度分教育委員会の事務に関する点検評価の報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条により議会に報告するとともに、公表してまいります。皆様、御審議のほどよろしく願いいたします。

○大久保教育長 ありがとうございます。

教育総務課からの説明が終わりましたので質疑に入るわけですがけれども、先ほど前島次長のほうからお話しありましたように、前回の定例会で既に協議を行っております。各内容については全て御理解いただいているものと思いますけれども、もし御意見、御質問等がございましたらお願いします。

山田委員さん。

○山田委員 質問ではないんですが、榎本先生の御意見が出されてありますけれども、1

番目の（１）の２行目です。教職員の勤務時間のところから、「限られた時間の中で子供たちに向き合う時間を確保できるようにお願いしたい」というところです。今、コロナの関係で消毒作業など、そういうところで先生方の負担が通常の業務と違うものも増えてきている中で、子供たちに向き合う時間が、そういうことによって減ってきている。または、翌日の授業の準備なんかも、そういうことの作業によって遅れてしまったり、業務なども遅い時間になってしまうようなこともあるんじゃないかと思うんです。要は、実際に今の現状として先生方の負担というのがどのぐらいあるのか。その辺をちょっと聞かせていただきたいなと思っています。

○大久保教育長 はい、どうぞ。

○佐藤次長 教職員の負担に関しましては、１学期の８月７日までは、毎朝の体温チェック、サーモグラフィーチェック、それから終わった後の消毒、これはスイッチ、ドアだけでなく、机、椅子、トイレもやるように指示をしておりました。ただ、先ほど教育長から説明がありました、新しい生活様式のガイドラインが一部変わりましたので、清掃に関しては、床は通常の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要がないということ、それから机、椅子についても特別な消毒作業は不要だということ、ただ、大勢が手を触れる箇所だけは毎日消毒をするということで、８月２１日から移行しておりますので、午後の負担に関しては、かなり削減をされたと思っています。ただ、やはりまだ収束していませんので、朝のサーモグラフィーチェックだけは継続して行うということになっておりますので、ローテーションで、早く出勤してやっている現状はありますが、かなり調整して改善されたと認識しています。

○山田委員 かなり負担軽減されてきているんですね。

○大久保教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○大久保教育長 それでは、御質問がなければ質疑を終結します。

採決します。

議案第１９号 令和元年度分教育委員会の事務に関する点検評価の報告書について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○大久保教育長 異議なしの声がありましたので、異議ないと認め、議案第１９号 令和元

年度分教育委員会の事務に関する点検評価の報告書については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第20号 和光市立小学校学習指導員設置要綱を定めることについての説明を学校教育課からお願いします。

○佐藤次長 それでは、議案第20号 和光市立小学校学習指導員設置要綱を定めることについて説明をいたします。

この要綱は、国の補助金、令和2年度教育支援体制整備事業費補助金を活用した児童生徒の学びの保障に必要な人的体制の強化により、感染症対策を講じながら最大限子供たちの学びを保障するというもので、この案を提出するものとなります。

要点のみ説明をいたします。

設置、第1条、児童生徒の学習及び学力保障の取組を支援するため、市内の小学校に和光市立小学校学習指導員を置く。

職務、第2条、学習指導員は、次に掲げる職務に従事する。以下(1)から(4)の内容となります。

任命、第3条、学習指導員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから教育委員会が任命する。

(1) 教職員と協力し、職務に積極的に取り組む意欲がある者、(2) 心身ともに健康である者、(3) 小学校教諭免許または授業の支援を行う教科の中学校教諭免許を取得している者。

第2項、学習指導員は、非常勤の会計年度任用職員とする。

勤務時間、第4条、学習指導員の勤務時間は、原則として1週間当たり25時間以内、1日5時間以内とする。

庶務、第5条、学習指導員に関する庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

具体的には、臨時休業に伴う学びの保障を行うために各小学校に1名ずつ学習指導員を配置し、授業時の支援や休み時間、放課後等に補充学習や生徒指導を行うというものになります。

期間は、令和2年10月から令和3年3月とし、1日3から5時間、週3日から5日、各学校の実情に応じて週15時間程度勤務ということで予定をしております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○大久保教育長 説明が終わりましたので、これから質疑をお願いします。

これは、担任を補助する役割ということでもいいんですね。

○佐藤次長 補助及び授業の遅れの補充です。

○大久保教育長 はい、どうぞ。

○山田委員 小学校1校につき1名ということですか。

○佐藤次長 はい。

○山田委員 1名ですので、1名でどれだけのことができるのかなど。

○佐藤次長 各小学校に学力向上支援教員や支援員等の配置はしているので、その方々と協力し合いながら必要な支援を行うということですので、学校に柔軟に対応してもらおうと思っています。

○山田委員 例えば、授業の遅れが大きいようなクラスが時期的にあった場合……

○佐藤次長 この補助金の理念が、やはりこの感染症による臨時休業、そのために学習が遅れたということを想定しているので、授業の遅れをピックアップして指導したりすることもあるとは思いますが。

○大久保教育長 この第2条に掲げてある職務ということなんですね。特に教科等の学習指導及び放課後等を実施する補習授業、こういったあたりです。これは学習塾の講師とか大学生とか、そういった方でもいいんですね。

○佐藤次長 基本的に教員免許を持っている方であれば誰でもいいんですけども、そういった意味で、大学にも照会を掛けていますし、基本的には初任者研修の非常勤で、数時間やっている方で何人か今やってもらえる方が決まっています。

○大久保教育長 これから募集をかけて実際に人を集めなければいけないと思うんですけども、そっちのほうが大変です。これは、国の補助金を活用している取組であります。

ほかに御質問いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 では、特になければ、質疑を終結します。

採決します。

議案第20号 和光市立小学校学習指導員設置要綱を定めることについて、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大久保教育長 異議なしの声がありましたので、異議ないと認め、議案第20号 和光市立小学校学習指導員設置要綱を定めることについては、原案のとおり承認いたします。

次に、資料4のほうにまいります。

議案第21号 和光市小中学校スクール・サポート・スタッフ設置要綱を定めることについての説明を学校教育課お願いします。

○佐藤次長 では、議案第21号 和光市立小中学校スクール・サポート・スタッフ設置要綱を定めることについて説明いたします。

本要綱も、先ほどの学習指導員と同じように、国の補助金を活用して児童生徒の学びの保障に必要な人的体制を強化するために設置するものとなります。

要点のみ説明いたします。

設置、第1条、教員が児童及び生徒への指導等に注力できる体制を整備するため、市内の小学校及び中学校に和光市立小中学校スクール・サポート・スタッフを置く。

職務、第2条、サポートスタッフは、配置された学校の学校長の指揮監督の下、授業の準備、授業の後片づけ、採点に関する業務、教材作成の補助、校内の清掃、電話応対その他当該学校長が必要と認めた職務に従事する。

任命、第3条、サポートスタッフは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから教育委員会が任命する。以下の1、2となります。

第2項、サポートスタッフは、非常勤の会計年度任用職員とする。

勤務時間、第4条、サポートスタッフの勤務時間は、原則1週間当たり25時間以内、1日5時間以内とする。

第2項、勤務時間の割り振りは、配置学校の学校長が定める。

第3項、休憩時間は、配置学校の学校長が定める。

庶務、第5条、サポートスタッフに関する庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

具体的には、感染拡大防止対策のために登校時のサーモグラフィーのチェックだとか、特に放課後の消毒・清掃、それ以外にも授業準備の補助などを行うために、各小中学校に1名ずつスクール・サポート・スタッフとして配置するものとなります。期間は、学習指導員と同じく10月から翌年3月とし、1日3から5時間、週3日から5日、各学校の実情に応じて週15時間程度の勤務とするものとなります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○大久保教育長 今、スクールサポートについての事務局の説明がありました。

先ほどとの大きな違いというのは、先のは授業に関われる、こちらは授業に関わるのではなくて、あくまでもお手伝いという扱いになります。

それでは、説明が終わりましたので、質疑をお願いします。

はい、どうぞ。

○山田委員 1日5時間というのは、例えば今の御説明だと、朝のサーモグラフィーチェックが終わって帰りの清掃となると、その間が5時間では済まなくなるが、5時間というのは、例えば朝2時間やって、夕方3時間と分けてお願いすることもあるんでしょうか。

○大久保教育長 はい、どうぞ。

○佐藤次長 基本的には、その方が朝来て、また帰って、夕方もできるという方だったらいいんですが、なかなかそういう方はいないと思うんです。学校は、朝のサーモグラフィーチェックをお願いしたいとなれば、例えば7時45分ぐらいから5時間とかなりますし、朝は職員がやるから、ほかの消毒のほうをお願いしたいという学校は、後ろ中心の時間帯の割り振りになると思います。

○大久保教育長 今の御説明のように、要するに、担当してくれる方が勤務の割り振りで、これでもいいよということになれば、そういう感じでも全然問題ないわけです。

○山田委員 学校としては両方やっていただいたほうが……

○大久保教育長 そうですね。

○佐藤次長 ただ、担任の意識だと、朝の子供の健康観察自体は自分でやりたいという方もいるので、学校との調整になると思います。

○大久保教育長 ほかにいかがでしょうか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 御質問がなければ、質疑を終結したいと思います。

採決します。

議案第21号 和光市小中学校スクール・サポート・スタッフ設置要綱を定めることについて、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大久保教育長 異議なしの声がありましたので、異議ないと認め、議案第21号 和光市小中学校スクール・サポート・スタッフ設置要綱を定めることについては、原案のとおり

り承認されました。

次に、資料5になります。

議案第22号 和光市公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を定めることについての説明を生涯学習課長、お願いします。

○茂呂課長 それでは、資料5を御覧ください。

和光市公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を定めることについて御説明いたします。

和光市公民館設置及び管理条例、第15条に規定する公民館運営審議会についての必要事項は、規則において定めております。今回の改正は、和光市公民館設置及び管理条例施行規則第11条の審議会の会議につきまして、これまで公民館運営審議会の進行の中では過半数の出席により開催しておりましたが、規則において審議会の会議開催における定足数についての定めがなかったことから、追加の改正を行うものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○大久保教育長 ありがとうございます。

今、生涯学習課のほうから説明がございました。

それでは、質疑をお願いします。

改正内容は大したものではないんですけども、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 特に御質問がなければ、質疑を終結したいと思います。

採決します。

議案第22号 和光市公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を定めることについて、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大久保教育長 異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第22号 和光市公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を定めることについては、原案のとおり承認されました。

これで予定した4議案は議了しました。ありがとうございます。

◎協議報告事項

○大久保教育長 次に、日程第4、協議報告事項ですが、特に協議報告事項はございませ

るので、次に進みたいと思います。

◎その他（教育委員諸報告・事務局報告など）

○大久保教育長 日程第5、その他です。

教育委員さん、事務局のほうから何かございましたらお願いします。

初めに、教育委員さんのほうから。

山田委員さん、どうぞ。

○山田委員 コロナ対策や熱中症対策にしても、保護者の方や地域の方から、いろいろなところで御意見が出てくると思うんですが、その状況というか、どんな内容が多いのか。意見があるということは関心があるということで、ある意味で、全くそれがなくなるのもどうなのかなと思うんですけれども、あまり多いと対応に苦勞されるんじゃないかなと思うんです。そこの辺の説明をお願いします。

○大久保教育長 佐藤次長。

○佐藤次長 苦情や御意見については、少なくなっています。3月、4月の卒業式、入学式のときはかなりありました。その後、6月1日からの登校前後の分散登校を含めて各学校の対応の違いが心配だという声はかなりありました。学校が再開してからは、ほとんどなかったのですが、今は、マスクの着用についてで、マスクの着用は虐待だというご意見や、この夏の暑い中、マスクをつけさせているのはどうなのかという御意見をいただいております。あとは、部活に関して、逆にマスクもしないで、学校の外を走っていてよいのかという苦情もいただいております。

修学旅行や体育祭の開催の決定を判断する時期ではあるんですが、これに関しては全くありません。

あとは、GIGAスクールに併せてオンラインの整備をもっと進めてほしいという意見をいただいておりますけれども、それ以外は特にコロナに関してということでは、思ったほどはないです。あとは、ちょっとあったのは、熱中症対策があるから、学校では自由に水を飲めるように机の上に置いておきなさい、指示を教育委員会はしているんですけれども、担任によっては、後ろに置くような指示があったりすることもあるって、その辺の指導の違い等に関しては何件かいただきました。

○山田委員 やっぱ保護者としては、ほかと違っての指導だとどうなのかというふうになってしまうけれども、その辺は同じように徹底していたほうが……

○佐藤次長 ある程度学校の特色というのは必要かと思いつつも、やっぱり公教育ですから、そういった点に関しては、あまり差がないようにということでガイドラインで指導はしておりますので、もう親は今、ネットでいろいろ聞いたり、すごく早いので、この学校はこうなんだけれどもという情報を持っていますから、その辺を含めて、あまり差がないようにはしています。

○山田委員 情報はすごく早いスピードで回ってしまう。

○佐藤次長 それは、そうですね。

○大久保教育長 メールの言い方というのは、別にいいんですけどもね、ただ、自分の考えだけを述べられてしまうんですね、実態と乖離している場合もあるんです。つまり実態はそうじゃない場合がある。それが思い込みのようなメールには、もう答えようがないんです。そういったところにエネルギーを使わなきゃならない、回答を求められれば回答も作らなきゃいけないということなんです。

やはり、先ほど次長から話があったように、3月、4月あたりは非常に多かったです。この新型コロナウイルスがどういったものか分からないという中で、恐らく不安がそうさせたのかなというふうに思うんですけども、本当に学校再開してからは激変しました。

何か、はい、どうぞ。

○牧委員 先ほど体育祭、修学旅行という話が出ましたが、朝霞4市内の他市の中学校では中止が決まっているというところが、早々にもう5月頃に中止が決まっているという情報とかも子供たちも保護者も知っているの、そうするとまだ和光市は望みがある。直前になってこの状況で中止になっても仕方ないんだけど、まだ望みがあるというところで、中3の保護者は修学旅行に関しても体育祭に関しても、あまり、何か楽観視している。卒業式のときも一番問題になったのは、写真やビデオだということだったので、親が会場に入れる入れないではなくて、記念として残せるものというところが重点的であったので、そうすると修学旅行にしても体育祭にしても、写真とかビデオが入れば無観客でもやってくれればと、そういう親の考えがあります。

あとは、熱中症対策については、中学校に、この暑い時期なのに冬のジャージを持っていくんですね。換気もして、教室が冷えにくいとは思いますが、何か寒いと言って。授業の熱中症は、特には心配していません。むしろ、この暑い中で学校があるほうが、部活動も本来であれば暑い、昼間の時間帯にやっていたものを、夕方に

行うことで少しは暑さから離れた時間帯で行われていて、夏休みが短い云々よりも、この暑いときに夏休みを削って授業をやるという点においては、保護者としてはうれしいかなというところでした。

○大久保教育長 山下委員さん。

○山下委員 本当にあつという間の短い夏休みで、夏休みにもやっぱり宿題が、学校を考えたら、ちょっとあつたなというのを、ほかの二中、三中、大和中学校の保護者の方から伺っているので、そのあたりは多分学校ごとに先生方も考える余地があるんだろうと思っています。たまたま個人的に夏休み期間が忙しくなってしまうと、普通の長さがあればちょうどいいかとも思っていたんですけども、2週間というふうになると、結構負担もあるかもしれない。

しかも、始業式初日に数学テスト、ワークの宿題の小テストです。始業式初日に、いや、厳しいなと思って、子供たちも先生も必死なんだなということをすごく感じた次第でした。でも、それだけしっかりやってくださるといふ、頑張ると、そして先生方の体調がやっぱり心配で。コロナ感染が増えているので、1人でも先生方から出てしまうと、どうしても学校全体を閉めなきゃいけないような事態になりかねないので、どんなに万全を期しても、かかるときはかかる。そういう事態にならないことを願って行かせています。感染防止対策もしっかりしているのかなと思って親としては見ております。

○大久保教育長 ありがとうございます。

次長のほうは、今のお話を聞いて何かありますか。

○佐藤次長 和光市も来週には修学旅行の判断をします。

○牧委員 修学旅って、京都、奈良に行くことが修学旅行なのか、宿泊を伴うことが修学旅行なのか、1日でも修学旅行なのかという、何かその答えがちょっと曖昧かなとなって、何を修学旅行とするんだろうと。何かその辺がちょっと曖昧なのがどうしても子供も何かちょっとジレンマかなという。

○大久保教育長 特別活動の領域に入るんです。集団宿泊授業ということ、それから修学旅行というのがあるんですけども、小学校は1泊、中学校は2泊、ただ、これはあくまでも学校の教育課程の中で行われるので、本来であれば、学校長が判断すればいいことなんです、どこに行こうか。だから、教育委員会があそこに行きなさいということは一切言わないし、実施する実施しないも、本来であれば学校が判断するべきなんだけれども、このコロナについては、やはり学校の判断だけではということで、市としてそこ

に関わっているわけです。ですから、各学校の校長と常に話し合いをしながらどうしていくのかと、教育委員会としては難しいんじゃないのかという判断を伝えたりはします。ですから体育的な行事もそうです。これも開催は厳しいんじゃないんですかとお伝えする中で、校長会のほうで、それでは、運動会は今年はできないねとかというふうになっていきますので、今、次長からもお話ししましたがけれども、もう近々のうちに判断しなければならぬというふうに思っています、次回の校長会あたりで。

はい、どうぞ。

○山田委員 修学旅行ですが、何がコロナの関係で難しくなるのかという、京都とか、そういうところに感染を広めたり、またもらって来たりというところで難しくなっていくのか、それとも宿泊、今、団体で宿泊することがそうなのか、あるいは、そういう観光地とかに行かなくても、何か山の中の林間学校みたいなところで済ませるといふか、そういう対策として、そういう施設を使えばと思うんですが、集団で泊まるということの難しさというのがあるんでしょうか。

○大久保教育長 1つ言えるのは、バスを利用するわけです、移動手段として。今、観光バスもそうなんですけれども、非常に間引きした中で座席を指定していますよね。例えば50人乗りが半分の25人ぐらいで運行しております。ただ、修学旅行や社会見学というものを考えたときに、そういう扱いでやるとするとバスを各クラス2台確保とかという話になりますね。それができるかどうかというのが1つ課題があります。要するに密になる状況というのは、もうバスに乗っただけで密になるわけです。もう一つ、修学旅行先、京都・奈良は学校が決めるんであって教育委員会は一切決めていないんです。これは学校が判断すればいいことであって、以前、SARSのときがありました。あのとき私は教育委員会にいて、校長と判断しながら、それでは、もう関西やめよう。それで、富山県の立山に行ってもらったんですね。それはそれでよかったという後で評価をもらいましたけれども、ですから、そういう判断ができればそれでもいいんです。ただ、やはり移動手段が電車やバスとなると、なかなかこれは難しいなというふうに思うんです。

○山田委員 この問題で、お金の問題だけなんですか。

○大久保教育長 それもあります。バスや電車に乗せるということが大変難しいですよ、移動手段が。学校を、じゃ、東北のほうは感染者が少ないからあちらがいいかという、そういう選択肢もないわけではない。ただ、向こうは来てくれるなという人もいるだろうし、それは分からないですけれども。非常にだから難しい課題であり、苦慮している

ところなんです。

○山田委員 バスはたくさん空いていますよね。

○大久保教育長 ただ、今、感染が収まっていない。だからこそ、保護者もかなり不安だと思うんです。仮に学校長がやりますと判断して、一応保護者がそうですかという形になるかどうかといたら、そこはちょっと分からないですね。むしろ保護者のほうから、ええ、やるんですかという話になったら、それこそ課題になってしまうと思うんです。

○山田委員 ちなみに修学旅行をやる学校というのは……

○大久保教育長 今のところ、まだないです。

○山田委員 その市内ではなくても。

○大久保教育長 やめているところはありますよ。4市内だけでも。

○山田委員 やるというところは。

○佐藤次長 検討の時期が9月くらいからなので、キャンセル料の関係で9月の1週目、2週目で判断するという市町村が多いと思います。4市では新座と朝霞は中学校は中止を決めたと聞いています。

○大久保教育長 気持ち的には、やらせたいですね。

あとはいかがでしょうか。

それでは、教育委員さん方のほうからは特にこれでないようですので、事務局からお願いします。

最初に、結城部長から。

○結城部長 それでは、一般質問の取りまとめということでお手元にお配りした資料を後で御確認いただきたいんですけども、その内容の概要についてちょっと申し上げたいと思います。

本日、9月議会が開会いたしまして、2件の報告の他、補正予算それから決算認定等17件の議案が上程されております。この中で、市政に対する一般質問では、8名の議員から教育行政に関する質問をいただいております。先の6月議会では、特に小中学校の新型コロナの渦中で、長期となった臨時休業がありましたので、これらについて関心が非常に高いこともあって、12名という議員から質問をいただいたわけなんですけれども、今回、若干落ち着いたという感がございます。

主なものを挙げますと、これまでも数回にわたって御質問いただいている案件として、赤松議員の北原小学校の正門からの登下校に関するものがございます。それから

猪原議員からは、新たな学習指導要領の関係でプログラミング教育への対応、それから小学校の教科担任制、それから菅原議員からは、オンライン学習教材等の活用、ICT環境の整備、活用などをいただいております。また熊谷議員からは、コロナ対策関係から少人数学級の拡充等をいただいております。それから安保議員からは、小中学校の空調等の施設整備の状況、それから萩原議員から、GIGAスクール構想の進捗状況と教室の照度の現況について質問がございます。それから、今回、松永議員からは、特別の教科、道徳について質問がございました。そのほかに伊藤議員からは、今般の新型コロナウイルス感染症を契機として、導入した図書館の書籍の消毒機と電子書籍の導入について質問がござっております。

以前に出された質問もございませぬけれども、新たな質問もある中で、ソフトの質問も、ほぼ学校関係のものにつきましては、導入が進んでいる状況がございませぬ。ただ、その中で赤松議員からの、北原小学校正門からの登下校ということですが、これにつきましては、いろいろな問題がございませぬ、実際に25日の火曜日に教育長と前島次長と3人で改めて現場を確認いたしまして、信号機をつけろというような御要望なんですけれども、なかなかそれは交差点からの距離が短いなど、いろいろな状況を考えますと難しいだろうということで、従来どおりの方法で、正門ではなくて、手前の門から入っていただくというような方針で答弁するようになると思ひます。

それから、この中で特別教室の空調設備につきましては、今年度中にやることも一応予定にはございませぬが、こちらがなかなかコロナの関係で、ほかに予算が回ってしまつて、かなり予算的に厳しい状況の中、今年度中の施工ができないというような状況がございませぬので、この辺が課題かなと思ひております。

後については、GIGAスクール構想につきましても、今、ネットワークの改修の入札の公募をかけておりますので、それとこの9月議会に1人1台のコンピューターということで予算要求しております。これについては、順調に整備ができるものと考えております。

すみません、非常に簡単でございませぬが、以上で今議会の一般質問の概要ということで報告いたします。

○大久保教育長 ありがとうございます。

それでは、続いて、各課からお願いします。学校教育課のほうからお願いします。

○佐藤次長 熱中症対策について、簡単に説明をさせていただきます。

別添の資料、これは7月21日に発出したものなんですけれども、留意点として特に1番の新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る熱中症への対応についてということで、基本的には常時マスクを着用することが望ましいが、次の場合は外してよいと、また自分で判断できるようにということで、(1)は、体育の授業や、十分な身体的距離が保てる場合、(2)熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合、(3)登下校中、授業中も含め、水筒で自分で水分補給できるようにする。(4)登下校時の荷物をできるだけ減らすということ、あるいは中学校においては半袖、体育着での登下校をしてもよいということで配慮をしております。

また、2番の体育授業や屋外での活動、3番の夏季休業中の活動、4番の中学校の部活動については、やはり気温35度以上、暑さ指数31度以上のときは運動中止、31度から35度も激しい運動を中止ということで、特に先週から今週にかけては33度から35度の予報が出ている関係で、ファクスでの注意喚起をしているところでございます。特に学校は、新しく教員になった者が、熱中症の対応の知識がないので、学校では研修をちゃんとやるようお願いをするとともに、5番の留意事項(3)にありますように、養護教諭がいなくても適切な対応が図れるようなマニュアルや、熱中症グッズ、袋の中に経口水液とかが入っている持ち出し袋を用意して、すぐに誰でも対応できるようにやっているとところです。先ほど教育長からもありましたけれども、4番の部活動の(3)、対外試合をやる場合は、相手校と感染症対策の配慮事項、移動手段、保護者の参観、会場の状況を相手の校長とも十分確認した上で、実施をするということでお願いをしているところでございます。

簡単ですが以上でございます。

○大久保教育長 ありがとうございます。

続いて、生涯学習課のほうから何かございましたら。

○茂呂課長 生涯学習課のほうからは、クリップ留めの資料を御参照ください。

8月20日に第2回和光市午王山遺跡保存活用計画策定委員会を開催しましたので、御報告いたします。

午王山遺跡につきましては、令和2年3月10日に国の史跡として指定されたところですが、今後は午王山遺跡の本質的価値を明確にするとともに、現状を把握し、適切な保存、整備及び活用の方針、方法等についての計画を策定するものでございます。

計画策定に当たりましては、令和2年度及び3年度の2か年をかけて御審議いただく

ことを予定しております。

続きまして、生涯学習課の事業について御報告させていただきます。

こちらは資料は特にございませんが、わこうっこクラブにつきましては、現在、新倉、第三、第五、広沢、北原、本町小学校で実施をしております。白子、第四、下新倉小学校につきましては、10月からの再開に向けてボランティアの方々の調整を行っているところでございます。

図書館につきましては、引き続き閉館時間を6時までとし、滞在時間は2時間以内で入替え制としております。

公民館につきましては、9月から新たに中央公民館のロビー席、音楽室、更衣室の開放を行うこととなりました。いずれの施設も引き続き、安心・安全な運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保教育長 ありがとうございます。

特に御質問ありますか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 続いて、スポーツ青少年課、お願いします。

○高橋課長 特に資料はございませんが、口頭で失礼いたします。

スポーツの事業に当たりましては、三密防止の徹底と運動時以外のマスク着用の徹底は以前と同様にやっております。辛い話ばかりで申し訳ないですが、国の施設であります税務大学校、司法研修所、裁判所の総合グラウンド、テニスコートについては、引き続き利用停止という通知がありました。これまでは施設上の都合で利用停止でしたが、今月からは、コロナの影響で外部の利用は施設に入れないという通知がありましたので、引き続き利用ができない時期は続きます。また、施設利用停止につきましては、またホームページでお案内申し上げたいと思います。

また、運動場の利用に当たっては、三密防止対策を引き続き実施しておりますが、利用者または団体利用者の健康状態を事前に確認していただきながら適切に利用はしていただいているところですが、暑さの中で着替えもなく泥だらけで自宅に帰るのは、衛生面や健康上良くないと考えまして、運動場における更衣室について開放することになりました。ただし、更衣室の利用に当たっては、1回3名までで、10分までとし、室内での休憩や会話等は避けていただき、着替えたらずぐ出るという形の利用制限の中で開

放したいと考えております。

また、わこうスポーツアイランドの施設について、既に一部開放しておりますが、新たに多目的A広場であるソフトボール場2面が今年10月3日から供用開始となります。こちらの利用予約については、9月1日、システム利用で予約ができるように手続きを取ってる最中であります。以上です。

○大久保教育長 ありがとうございます。

最後に、教育総務課からお願いします。

○前島次長 教育総務課からのほうの報告をさせていただきます。

お手元のほうに教育基本計画の策定スケジュール、これ新しくなったものがお手元にカラー刷りのものがあると思います。それから基本計画の策定委員会委員名簿があると思います。スケジュールのほうを御覧ください。

スケジュールのほうの令和2年1月から令和3年3月にかけてのスケジュールとなっております。最初の方の4月、5月、6月、7月ぐらいまでは、黒枠の黒字になっております。これは、もう済んでしまったことなので、黒字になっております。これは、8月の青い四角、策定委員会の青い四角で本日と書いてあるんですが、これ策定委員会のとときに使ったスケジュールになりますが、8月21日、第1回の策定委員会を実施いたしました。こちらにおきましては、委員さんの委嘱状交付式、それから計画の概要の御説明とアンケートの調査、それからスケジュールについて御報告させていただきました。

委員さんのほうですが、名簿は、こちらのお手元にあるとおり、第1号委員、学識経験者、それから2号委員、校長会の代表者、3号委員、PTA保護者連合会の代表者、4号委員、社会教育委員の代表者、5号委員、民生児童委員の代表者、6号委員、公募の市民ということで、全部で11名、委員さん等がいらっしゃいます。公募につきましては、前回でもお話し申し上げたとおり、検討委員会ですとか、定例教育委員会のほうで御報告をしながら、最終的にはパブリックコメントを実施いたしまして、市民の皆様からの意見を伺った上で、3月の議会に報告ができればいいかなというふうに考えているところです。

なお、庁内の検討委員会につきましては、スケジュールの中では8月にオレンジ色の枠で8月27日に行う予定ではあったんですけども、コロナの関係で会議を開くというよりは、書面での会議ということで今検討しておりまして、資料ができ次第、私のほうから各庁内委員のほうに御説明にあがって、第1回の会議というふうにさせていただ

こうというふうを考えているところです。

私のほうからは以上となります。

○大久保教育長 次回の教育委員会の日程をお願いします。

○前島次長 次回、第9回定例会教育委員会は、9月24日、木曜日、午後1時半から503会議室で行います。

以上でございます。

○大久保教育長 ありがとうございました。

次回の定例会の期日の発表がありましたので、よろしく申し上げます。

それでは、以上をもちまして第8回教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 2時45分

第 8 回定例会会議録署名者

教 育 長

会議録署名委員